

公募型プロポーザル方式による手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式による手続（以下「手続」という。）を行うので公告する。

令和 6 年 4 月 23 日

三好市長 高 井 美 穂

第 1 業務概要

業務名 令和 6 年度三好市創業セミナー【実践編】委託業務
業務の場所 三好市管内
履行期間 契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日まで
提案上限額 ¥800,000 円（消費税及び地方消費税相当額込み）とする。
業務の概要 令和 6 年度創業セミナー【実践編】全回以上開催に関する講座カリキュラムの企画と実施及び受講生募集とセミナー運営（詳細は別添 1 - 特記仕様書による）

第 2 手続に参加する者に必要な資格

この手続に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

1. 業務について十分な業務遂行能力を有し、効果的なカリキュラムおよび 4 回の講座に関連性をもった企画、運営が可能であること。
2. 三好市内に事務所・事業所を有すること。
3. 募集する内容と同種又は類似の業務を実施した実績を有すること。
4. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 項規定により、三好市から入札参加資格を取り消しされていないこと。
5. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
6. 市税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

第3 質問に関する事項

(1) 質問は、電子メールにて提出すること。

E-mail shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

質問の受付期間

公告日から令和6年5月10日（金）正午まで

(2) 質問に関する回答

電子メールにより回答する。

また、三好市 Web サイトでも、回答の翌日から企画提案書提出期限の前日までの間公開する。

第4 企画提案書の提出

応募される方は定められた提出方法、提出先、提出期限等に従い必要書類を提出してください。

○提出方法

持参若しくは郵送

○提出先

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ 2145-1

三好市産業観光部商工政策課 創業支援担当あて

○提出期限

令和6年5月17日（金）正午まで

○企画提案書

提出様式はA4サイズとし、文字サイズは原則として10P以上とすること。

提出部数は、他の提出書類及び添付書類を含めて正本1部、副本5部とすること。

○見積書

提出様式はA4サイズ、業務内容及び事業費明細の判るものとする。

○企画提案書と同時に提出する書類

1. 第1号様式 提出意思確認書
2. 第2号様式 応募資格確認書
3. 第3号様式 会社概要書
4. 第4号様式 企業の業務実績書
5. 第5号様式 企業の三好市における受注実績書

第5 その他の留意点

(1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(3) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものと

- する。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
 - (5) 応募者が1者のみの場合であっても企画提案書の評価を実施し、評価の結果において基準をみたすときは当該応募者を特定する。
 - (6) 定める最少催行人員を満たさない場合には、実践編開催を見送ることとし、委託料についても支払われないものとする。

担当窓口

〒778-0002

三好市産業観光部商工政策課 創業支援担当

TEL 0883-72-7645 FAX 0883-76-0203

E-mail shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp